

第十回 参議院農林委員会会議録 第二十五号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)午後二時零分開会

本日の会議に付した事件

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農業委員会法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林政策に関する調査の件(電柱の敷地手当金に関する件)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

最初に農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○赤澤與仁君 国庫の助成を得まして災害復旧をいたします場合におきましての補助金の交付が、相当時間的に遅れるわけでございますが、その間、施行主体であります公共団体その他におきましては、繋ぎ資金を必要とするわけなのであります。その繋ぎ資金の融資を調達をいたします場合に、常に

感する場合が多いわけなのであります、これらに対しまして、政府当局におきまして、今後どういう工合を考えになつていらっしゃいますか、この際お伺いしたいと思います。

○説明員(川名進一君) 補助金を出すまでの繋ぎといたしまして、実は一昨年から、この繋ぎの融資を出しておるのであります、御承知のように災害が起りましてから実際の数字を把握するのに相当暇がかかるのであります。それで大体政府といたしましては、県からの刻々の報告をまとめまして、それを基礎にしてやつてはおりますが、それが、水が引くまで実情がわからなければ、或いは山間僻地の被害がなかなか集まらないというような事態もありまして、昨年、一昨年あたりも時期的に或る程度遅れておつたように思ひます。そういう点につきまして、今後できるだけ県並びに農地事務局の技術者を奨励いたしてもらいまして、昨年、一昨年あたりも時期的にも少しでも早く繋ぎ資金が現地に着くよういたしたいと、こういふふうに考えております。

○宮本邦彦君 この法律案を見ますと、この法律案によりますと、おりましたように、行政措置によつてこの補助予算が確定しますれば出しえる方法がとり得ると考えております。

○江田三郎君 改正の法律案でなしに元のこの法律についてちよつとお尋ねしたいのですが、それは昭和二十五年度において特例として南海震災、融雪のその機関、そういうものの維持管理に属しているものはこの法律のうちでできないようなふうになつておるのですが、仄聞するところによりますと、ましては、二十五年度に挙げられましたところの高知、和歌山、徳島、三重、香川、このほかにも例えば愛媛の国庫負担の法律が考えられておるようになりますが、その間に、常に

感する場合が多いわけなのであります、これらに対しまして、政府当局におきまして、今後どういう工合を考えになつていらっしゃいますか、この際お伺いしたいと思います。

本日の会議に付した事件

○説明員(川名進一君) 私からおきまして、今後どういう工合を考えになつていらっしゃいますか、この際お伺いしたいと思います。

○政府委員(島村軍次君) 現に提案いたしておりますこの法律案に関連を以ちまして、只今のお話の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法は別途提案をする予定になつておりますが、

この法律案によりますと、只今お話をおりましたが、完了次第提案をいたしましたが、完了次第提案をいたしましたが残つておりますのは、実はあの時の南海震災の直後の復旧事業の予算といたしまして計上されたのは、この県だけ、これだけ二十五年度に予算が残つておりますので、終了しておつたたままで、従つて三月中には提案し得る見込みで折衝を進めております。

○説明員(川名進一君) 私からおきまして、今後どういう工合を考えになつていらっしゃいますか、この際お伺いしたいと思います。

本日の会議に付した事件

○説明員(川名進一君) 私からおきまして、今後どういう工合を考えになつていらっしゃいますか、この際お伺いしたいと思います。

災害といわんという定義をとられるならば、これは別問題でありますけれども、先ほど申しましたように、政府の安本長官なり、或いは建設大臣が考へられた措置がなければならんわけです。そういうことを一体、この法律の特例はこれで終るわけですが、今後この均衡をとるためにどういう措置をとられようとしているかといふことなんですね。

○政府委員(島村重次君) 先ず原則的な定義の問題についてのお尋ねかと思いますが、南海震災のその後の情勢を検討して見ますると、お話のように当時は現われていなくとも、その後、それらの影響によつて当然災害復旧とみなし得るところがだん／＼出て参つておるのでありますて、それは調査の進むに従つて南海震災の影響を受けたための災害とみなし得る点については、調査の結果、現に農林省でも取上げまして、これを災害復旧費として取扱つて参つておるのであります。そこで今後の方針いたしましては、本改正案に出しました率に従つて取扱つて参りたい、かような考え方を持つておるわけであります。

○江田三郎君 そうしますと、今度のこの改正案の率といふものと、この二十五年度において措置をせられた南海震災の関係地域とは相当率が違うわけありますて、その点は果して……、その点を私は聞いているのでして、そ

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(島村軍次君)　只今のお話を伺つて、は、特別の府県に対する補助率の振り分けで、いを別にさせることはどうかというお尋ねだと思うのであります。従来の災害復旧に関する取扱として國庫補助率を定めておつたのは、これは慣習的と申しますが、そういうことにして頂きたいとは申しませんけれども、そういうことについて政府のほうで考慮されるかどうかということなんですね。

○江田三郎君　どうも少し私の言うことがよくわかつて頂けんじやないかと思うのであります。これは災害を受けた都道府県の財政能力や何かの問題で取扱うので、不公平にはならない改正で取扱うのであります。例えは二十五年度の一つの附則による特例として、南海震災の起つた当

時に取上げた五つの県についても例えれば農地については十分の八・五乃至十分の七・五の率を適用されたわけなんであります。そうして今後これが元に戻る、こういうことになるというと、農地に関係するものは十分の五になつて来るわけなんであります。併しながら南海震災といふことが、重ねて申しまするけれども、災害といふものが、極めて短期間に大きな条件の変化を来たしただということであるのだ。そういう定義であるなら、それならばこの通りに、二十五年度では十分の八・五を適用されましても、今後十分の五を適用されるといふことも私たちも文句のつけようがございません。併しながら政府の中でも、すでに建設大臣や安本長官は、災害といふものに対してそういう定義をとつておられない。農林省だけ別な解釈をとられるなら別問題です。併し農林省も、安本なり或いは建設省と同じ解釈をとられるのならば、この漸進的に起きたところの愛媛や和歌山等の地震沈下に対しても、二十五年度に特別な扱いをせられると同じ扱いが、今後とられないならば均衡がとれないのではないかということなんであります。

○江田三郎君 今提案されているのは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律の一部を改正するのですよ。どこの一部を改正してもいいわけなんで、たま／＼改正案が出たから、我々としましては政府の落しているこういうことについて修正案を出してもいいわけなんでして、今のような御答弁では少し的を外れると思うのであります。私はくどく申しませんけれども、こういうことについて愛媛、和歌山等の地盤沈下、南海地震による地盤沈下について今後考慮せられるかどうかということだけについてお答え願いたい。それ以上くどく言わんでもいいと思うのであります。

○政府委員(島村軍次君) 今後の問題について、必要があれば補助率の増額の別途の法律案を出すのでありますまして、現在の取扱の上で、その他の補助率について考慮するかということに対する御希望は、十分尊重しまして研究を進めたいと思います。

○委員長(羽生三七君) 他に御質問はございませんか。

○宮本邦彦君 私はこの法案直接ではありませんけれども、この法案に多分に関係のある問題で一つお尋ねいたしたいのであります。というのは昨年あたりの災害を見ますといふと、九州地方の干拓堤塘などについては、もはやこの災害を受ける寸前にあるというようなものがたくさん見受けられたのであります。ところが実際問題として、農林省で今日扱つておられる災害は、実際に壊れなければ災害でないという見解をとつておられるのでございまし

で災害を未然に防ぐことが災害を最小限に留めることになります。上も、最善の方法だと思うのであります。ところが九州地方の干拓堤塘を見ますといふと、ものは一部、先ほど江田議員からお話をになりましたように、それは継続的に壊れて来たといふような災害状態が目のあたりに見られるのであります。これは台風が起つて壊れたのなら災害なんだけれども、常時起らなければ、災害と言い得る灾害じゃないかと思うのでござります。これは事前に防げば、一千万円のものが百万円で完全なものになるというような状態なんあります。ところが農林省の従来の予算を見ますといふと、壊れたものにはたくさんな予算が行くけれども、壊れる寸前のものには殆んど予算がない。従つて壊れるのを待つて見るといふやうな、これは意識的ではありますまいけれども、そういう状態に放置されておるということなんあります。で二十六年度の予算には、災害の堤塘の予算が三千四百万円というようないものが予算に見えておるのでござりますが、これは私こういう意味合いからでは、非常な、初めて組まれた予算として、新らしい方向に非常な進歩をしたるものだということを痛感しておるのでございますが、併しながら私が現状を見ましたところの状態では、三千四百万円というものはこれは新らしい方向を示したといふに過ぎないのであります。従いまして農林省としては、今後こういう予算に対し積極的にもつとお考へになる意思があるかどうかどうか。どういうような意味合いで以て三

一千四百万円というような、はした金といいますか、小さい金を見られたのであるが、その点をお伺いしたいと思い

○政府委員(島村軍次君) お説は御尤もでありますて、我々もさような災害防除の施設の重要性に對しては感じを

持ち、且つ熱心にこの予防施設に対する予算の増額を研究も進め、且つ大蔵省と折衝を進めて参つたのであります。が、御承知の通り国家財政の都合で、農林省の関係の仕事だけを挙げまして、非常に多額の経費を要し、且つ災害復旧については全体を通じて総額の増額がなかなか望まれなかつたというような、非常に遺憾な状態に参つておりますので、その中からこれだけのものを割きまして、極めて必要な予防施設を要する土地に対する施設を行なつて参りたいと存じておるのであります。が、今後予算の増額については十分の努力を続けたいと存じております。

○宮本邦彦君 今干拓堤塘の街質問を申上げたのですが、これに関連してもう一つ次官にお尋ねいたしたいのですが、今度建設省の所管になりますが千拓堤塘の法案が現に建設委員会のほうで審議中だと承知いたしております。この法案を見ますと、千拓堤塘の土地改良組合、或いは耕地整理組合、水利組合というような団体の所管のものは、農林省の所管で今後維持、管理或いは災害復旧等をやつて行くけれども、それ以外の海岸堤塘といふものは建設省がこれを所管して行くというような方向で法律案の原案が出来ておると思うのであります。私ども考えますというと、

そういつた所管の問題でなくて、これではもつと本質的な問題じやないか。即ち農地のために必要があつて作られたところの堤塘であり、完全な農地保護の堤塘ならば、これは農林省の所管であるべきではないかと、いうふうに考へられるわけなんござります。建設省でそういうものを全部建設省の所管であるというような観念を持つておる。そういう間違いが、今私が先に御質問申上げましたように厖大な海岸堤塘は当然持ちながら、三千四百万円くらいの予算しか取れないという現状になつておられる農林省に、災害復旧の事業として政務次官はそういつた堤塘は当然持ちながら、やつて行かなきゃならない責任を持つておられるべきものか、或いはどこでやつて行つてもいいのか、どこでやつてもいいといふお考えをお持ちにならぬかどうかその点について承わりたいのであります。

政府内におきまして、いざれになりますけれども、経過止むを得なかつたことあります。ただこの農地の保全の点から申しますと、御意見のような点がありますので、行政再配分の問題と併せてこれらは、一括したそういうふうな方針によるべきだということを指令して参つておるのであります。なおそれに関連を以ちまして、これの堤塘なり、海岸堤塘を補強し、増強して行く。維持管理を一層徹底せしめるということに対する別途の事務的の配分をはつきりし、且つ将来積極的にやるための何らかの措置を講ずるために、目下農林省内におきましては法案の準備も協議をいたしておりますのであります。まだ成案を得るに至りませんが、さような点に対しては十分の検討を加えておるということの御了承を願いたいと思います。

下流の、例えば袖の護岸、そういうたるものにつきましても余り強化をすることができなかつた。そういう場合にこの上下流の袖の護岸を強化して置けば、次の災害のときには必ず大丈夫だというような見通しを持つておつて、今後再び災害を繰返さない。こういった趣旨で考えておるわけであります。その他いろいろ橋梁にしましても、護岸にしましても、いろいろな場合があると思いますが、一例を申しますと、そういうことがありますと思ひます。

○三浦辰雄君 そういうふうにいたしましたと、例えばこの林道などといふものはややともすると、非常に予算が少いものだから、当然わり積みとか、空積みとかのごとく、強固な工事の上に立てなければならん所も極めてあつさり安く上げるために非常な崩壊をする。そこで或る大切な所がやられた際にその復旧の際、根本的にやらなければならんという際には、当然この今までの、ただ単に泥であつた土場であつた所を、こういつた強固のものにするというのも含まれると解釈していいのですか。どうですか。

○説明員(川名進一君) そういうたよな場合が非常に多くあると思いますが、この点はこの強化工事といふものの限界が非常にむずかしいと思います。これはあのお示しの林道にしましても、河川の護岸にしましても、それをお極く拡げて考えますと、非常に大きな予算も要るし、又非常に大きな計数になつて来ると思いますので、この点

につきましてはなお林野庁、水産庁と相談いたしまして、細かい政令なり、通牒をいすれ作らなければならぬと考へております。

○委員長(羽生三七君) 他に御質問はございませんか……御質問がないようありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(羽生三七君) それでは、これより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別段御発言もないようでありますので、討論は終局したものと認めてこれより採決を行います。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決しました。

例によつて諸般の手続きは委員長に御一任を願います。なお多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

片柳	眞吉	加賀	操
西山	亀七	池田	宇右衛門
白波瀬米吉		滝井	治三郎
平沼彌太郎		鈴木	強平
岩男	仁藏	三浦	辰雄
飯島連次郎		三輪	貞治
三橋八次郎		江田	三郎
宮本	邦彦	赤澤	與仁
小林			
孝平			

下流の、例えば袖の護岸、そういう一つたものにつきましても余り強化をすることができなかつた。そういう場合に

この上下流の袖の護岸を強化して置けば、次の災害のときには必ず大丈夫だというような見通しを持つておつても、この前の法律から申しますと、そ

○委員長(羽生三七君) 他に御質問はございませんか……御質問がないようありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それでは、こ

れより討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

別段御発言もないようでありますので、討論は終局したものと認めてこれより採決を行います。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決すること

〔総員起立〕
とくに御賛成のかたの御起立を願います。

○委員長(羽生三七君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決しました。

例によつて諸般の手続きは委員長に
御一任を願います。なお多数意見者の
御署名を願います。

多數意見者署名
片柳 眞吉 加賀 操
西山 龜七 池田宇右衛門
田波賀長吉
遠井三郎

白波瀬米吉
平沼彌太郎
岩男
仁藏
坂島連次郎
三浦
辰雄
鈴木
強平
溝井治三郎
眞台

飯島道方貞
三橋八次郎
宮本邦彦
小林孝平

○委員長(羽生三七君) 次に競馬法の

素を加える必要は認められます、が、実際に使えると考えております。ただサブレットになりますと如何にも直接それが馬の改良に役立つかどうかといふ点で、相当古い沿革を持つて改良には使われておりますが、現状では差当りそうたくさん使う必要はないと思つております。率直に申上げましてこれがそのまま実用馬であるということは申上げにくいのでございますが、非常にいい馬ではありますけれども、生産費が高いために生産が悪いということになるのであります。改良上これを直接使うということは今のところございませんが、将来長く使うのがいいかどうかということになりますとやはり問題があると思つております。大体前からこういうような説明を申上げておると思います。

ましてこの関東周辺、東京周辺でござりまするが、三百六十五日の中で七日より休む日がないといったような急激な開催になるのでござりますから、自然国営競馬は秩序ある競馬ができないなくなるのであります。そういう現状から併せ考えますと、この改正をして頂きまするならば都合よく取運べるというように考えております。

○委員長(羽生三七君) ほかに御質問ございませんか。それでは御質問もまいようでありますので、これより討論に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林孝平君 私はこの際議事進行に
関し動議を提出いたしたいと思いま
す。

食糧管理法の一部を改正する法律案
につきましてはすでに数回に亘り慎重
に審議をいたしましたのでありまするが、
現在におきましては大体各方面的の意見
も明瞭でありますし、又この問題をより
ぐり全国の農家は非常に麦の統制が実
現されるか、廃止されるかということ
で不安にかられておるのであります。
こういう意味合から速かにこの問題を
決定しなければなりませんし、又この
問題を五月に持ち越しますすれば農業協
同組合方面では資金の手配その他の準備
が必要でありまするのに、五月では

かたの御起立を願います。
〔起立者多数〕

○委員長(羽生三七君) 起立多數で、
今的小林君の動議は成立いたしました。
従つてこの法案、食糧管理法の
一部を改正する法律案についてなお御
疑がございましたら続行して頂いて
なお昨日岩男さんの動議に基く農業
委員会法案をその後採決いたしたいと
えます。

○岩男仁藏君 質疑は後廻しして採
決をおやりになるようになつて
〔「賛成人々」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それでも差
えございません。

手遅れとなる。こういうような関係から、どうしても三月中旬にこの結論を出しますので、この際質疑を打切りまして、明日中に討論採決されんことの動機を提出いたします。

○委員長(羽生三七君) ちょっと小林さんにお尋ねいたしますが、本日中で質疑を終了し、採決を明日と、こういうふうに考えてよろしうございませんか。今直ちに質疑を終了するのですとか。本日中に質疑を終了するのですとか。

○小林孝平君 明日中に質疑を打切り、討論採決されることを望みます。

○委員長(羽生三七君) 只今の小林さんの御動議は食糧管理法の一部を改正する法律案を明日中に質疑を終了して、委員会で採決することの動議でありますが、只今の小林君の動議に御賛成の

採決じやありません。討論であります。昨日で質疑は終了したものと認ますので、これより農業委員会法案及び農業委員会法の施行に伴う関係法の整理に関する法律案を一括議題として討論に入ることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではさうに決定いたします。

それではこれより討論に入りますで、昨日の岩男さんの御動議は賛否のおの各会派一名の代表で時間は十程度ということございました。それぞれ賛否を明らかにして御発言を願ります。

○三輪貞治君 私は日本社会党所属員を代表いたしまして、只今議題とつております農業委員会法案及び法施行に伴う関係法令の整理法案に

の議決並びに執行の機関であるのであります。一方農業調整委員会は戦後極度に逼迫をいたして参りまして国民最大の大の関心事と相成つておりました食糧の生産確保並びにこのための農民に対する事前割当供出の仕事をなして参つたものであります。なお農業改良委員会は農業改良事業のための専門技術員、改良普及員その他の試験研究に從事する主要なる技術員の任命、異動、解任等、更には農業改良事業についての計画の設定並びに予算及びその執行に関するなどを取扱つて参つたものであります。

以上述べましたように、この三つの委員会はそれゞゝ重要であり、且つ性格が非常に異つておるところの独立の機関であるのであります。ところが政府はこのたび予算が足りないといふ理由でこの三つをまとめまして、一つ

かたの御起立を願います

しまして反対をいたす者であります。

の農業委員会として書記も平均一・二名でこれらを全部行わせようというのあります。併しながらこれは誰が考えましたか？ 何もできないということは自明の理であります。ここに委員会を形骸的なものにいたしまして、政府並びに與党的な諸君が最も嫌いでありますところの農地改革、食糧統制といふような仕事をうやむやにするというところの鎧がこの法律の衣の下にはつきりと見えるのであります。「そうだね」と呼ぶ者あり）（笑声）勿論この政府の言を以てしますれば農地改革も大部分終りました。食糧も安定したから妻も統制を外して自由にする。食糧の割当事務も従つて少くなる、こういうのでありますけれども、我々は決してさうには思わないであります。政府のこの考え方こそとんでもない間違つた前提でありますし、非常に危険千万であると言わなければならぬのであります。即ち農地改革のことき、その仕事は終つたどころかこれからが本物の仕事と申さねばなりません。例えて言いまするならば、ただ單に川の中に一時的な川堰を作つたようなものであります。まして、本当の永久的な工事はこれからであります。殊に最近現内閣を支柱としたましまして、非常にその力を盛り返して参りましたところの旧支配勢力の洪水に対するところの防壁といったしましては、ます／＼これを強化拡充すべきが当然であります。今よりもこれを弱体化してその川堰さえも取外そうとするようなこの法律に対しましては絶対に我々は承服できないのであります。その上にまだ登記事務の多くも残されておりますし、肝心な交換分合も一向に進んでいない。更には最

も重大であると思われるところの山林、未墾地の解放等は多く将来の仕事として残されておるのであります。我々は山林の解放、全小作地の徹底的解放を含むところの第三次農地改革を主張いたしておりますけれども、それは暫らくおくといたしまして、現行法による改革においてすら旧地主、山地主等の反撃のために完了どころか後戻りの実情であることは少しく其眼の土であるならば容易に首肯し得るところであります。なお又食糧割当事務と一緒に、而も同一の委員会で、たつた一人の書記でやれる仕事の分量でも、性格でもないわけであります。

なお食糧割当事務のごときも不安定な食糧事情のままに、国内の自給策も完全でなく、而も海外食糧の見通しも五里霧中の中におきまして、選舉の時に公約をされておるかどうか知りませんけれども、その低劣なる自由販売の公約にこだわつてここに麦の統制を外して、或いは製粉業者、或いは米穀加工業者、こういうような諸君を儲けさせまして、自由党の選舉対策を物心両面から稼ごうというのでありまするから、あとで一層の食糧需給事情の悪化と混亂の中で、再び統制割当をやらなければならぬといふことも予想されるのであります。又困難な仕事がたくさん残つておると思われる所以であります。即ち農業改良事業に從事するところの更に農業改良委員会の仕事に至りますては質的にもつと違うのであります。農業改良局の定めましたるところの委員会設置要綱というものをもう一同見て頂きますると、その機構、任務の中でもこう書いてあるのであります。

権というものを剝奪して、食糧制当の民主的な取扱を問答無用の天降り割当てにすり替えて、更に三機関の統合に藉口いたしまして農地改革の打切りを目指し、反動的地主制度の復活を図るものと断ざざるを得ないのであります。現に政府の原案はその同調者の修正によりまして眞意が暴露され、その修正案が原案として本委員会に回付されておるのであります。が、それによりますと農業委員会の階層別の委員の選挙を拒否する修正をやつておりますが、時間的にも、経済的にも余裕がないところの小作層、或いは零細農民の本委員会に対する進出は非常な制約を受けてまして、同委員会における農地改革事業のウエイトは著しく減殺され、食糧供出、技術の指導等、これ又官農的色彩を濃厚にするであろうことは明瞭であります。階級対立を避けまして、円満にその目的とする農業經營の合理化と農民の地位の向上を図らうといふのでありますよけれども、過去の農村において如何にこの円満と平和という美名が反動勢力のために有利な搾取と圧迫の温床となつたことを思い出しますときに、我々はこれを額面通りに受取れないのです。又予算についてこれを見ますと、たつた十八億で平均一・二名の書記で一体何がで生きるというのでありますよ。農地改革、食糧供出等困難な仕事の中で訓練されて、とにかくもこの仕事を成り遂げて参りました書記こそ将来の新農村建設の有力な担い手でなければならぬのであります。この有能な書記を将来の農業生産の拡大と農業改革に優遇活用して初めて最小限度の所期の目的を達成されるのであります。特に農地

委員会の書記、農地委員会の從来為て参りました仕事を繼續して参ります。書記一名の残留任用は、絶対に必要不可欠のものであると思ふのであります。然るにこれらの人々をば弊履のごとく捨て去りまして、單なる機關の形骸のみ残すことはまさに日本再建の後退を招くものであると断ぜざるを得ません。

日本社会党は以上述べました理由によりまして両法案並びにその修正案に絶対に反対の意を表明するものであります。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始め
て。

○宮本邦彦君 私は自由党を代表いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。戦後日本の農村に対する政策を見ますといふと、農地改革と、そういうのが非常な大きな力を持つて、そうして日本の農村の民主化と、それから日本の農村の発展、農業生産力、特にそういう面を阻んでおるところの基礎的な條件が改善されたと、こういうことに對しては私ども国民ひとしくこの成果の大きかつたことを認めでおります。

併しながら今日その農地改革の大部の仕事は完了いたしました。これほどもとしては何よりも喜ばしいことであり、又この事業に携つて専心努力せられた諸兄に対しても深く敬意を表すものであります。

又もう一つ私ども忘れてならないことは、戦時中、又戦後私ども国民が非常に苦しみましたところの食糧の問題を解決せられた諸兄に対しても深く敬意を表すものであります。

に対しまして、日本の国の食糧行政は世界でも稀な効果を發揮いたしました。そして、そうして今日のこの和やかな空気今まで持つて来られたこの食糧統制のあり方も、これも私ども非常な成果を得たものと認めざるを得ないのであります。これに対しても非常に私どもはその成果に対し感謝しておるものでございます。

併しながら私ども農業という産業、又農村という立場を深く反省いたして見ますときに、私どもが最も農村或いは農業政策において重大に考えなければならない問題は、農業生産の発展、農業技術面を基礎とするところの生産方面でなかつたかということをございます。これは戦時中又戦後という非常事態のためにそいつた面が多少軽視された趣きがないわけではないのであります。これは簡単なことでござりますけれども、農林省機構内の分野を見ればはつきりわかつておつたのであります。そのため私どもはしば／＼技術面から……私は技術屋であります。はつきり申上げますれば技術面からもうちよつと日本の農業政策又は農村政策の面において生産技術の面を強く推し進めないことにおいては、日本本の農業政策というものは発展するとはできない。日本の農村がいつまでたつても発展することができないということをしば／＼主張して参つたのです。併しながら先ほど申しましたようにもつと／＼大きな農地改革であり、戦後の食糧問題というようなことをいつた問題のために農業政策がそつたのは、これは日本の戦争、又戦争による敗戦という特別非常事態のための政策

であつたのであります。これは、政治は、そのときの時代々々の最も国民に直結いたしておられますところの問題から解決されねばならないところの必然的なあり方であつたと私は思うのであります。

す。 認めるところだと思ふのであります。 今回の農業委員会法案はそういうた
方針において私ども承認せざるを得ない方向だらうと思うのであります。 た
だ先ほども三輪委員から言われたように全く性格の変つたものが三つ一緒に
なるということを言われたのであります
すけれども、私どもはこの性格の変つ
た三つのものが農民或いは農村といふ
立場から見たときに、決してこれは
別々なものではない。 はつきり一つの
ものである、一つのものであらなければ
ばならない。 今日は、思想的な方向に向
つておるのであるということを深く信
ずる者であります。 ただ今も申しまし
たようにこの三つのものはおののこ發
生の初期において違つた方向に、又違
つた目的のためにおののこばらばらな
力で、力の強さも違つて、發足いたし
たものであります。 それが今日一緒に
なるという方向に持つて行かれた場合
に、暫定的な措置として多少の矛盾
は止むを得ないのじやないかと思うの
であります。 この多少の矛盾は、私ど
も大きくこれを考えますときに、農業
が或いは農村が、総合的に見てもつと
大きな効果を狙つておるとき、その効
果から見ますときには僅かな問題では
ないか、これはむしろそういう大
きな目的を達成するために善意ある而
も熟練された行政的な措置で以てこの
矛盾は解消し得るものだと思うのであ
ります。 又解消されなければならぬ
ものだと私どもは思うわけでございま
す。 技術の面から見ましても、実はこ
の法案には多少の私ども危惧の念がな
いわけでもありません。 各村ごとの總
合計画が果して日本の農業發展のため

にとらるべきところの、この法案の目的に上つております土地の改良だからこういったような問題に対しても、多少の疑惑がないわけではありません。併しながら私どもは常に良識ある、善意ある行政的な指導を目標とし、それに大きな期待をかけておるものであります。そういつた気持のないところに私どもの農業生産力の発展、又は農業経営の合理化、そして農民の地位の向上というようなものはあり得ないと私どもは思うのであります。従いましてそういうふた全く何といいますか、人間の善意を無視したそういう考え方を私どもは払拭いたしまして、そうして私ども日本農村のために日本農業の発展のために考えなければならぬところの良識を中心にして、従いまして私ども日本農村のために思ひ立てる今日の時代としては出るのが遅過ぎた、もう少し早くこの方向の法案が出てもよかつたのじやないかということをさえ考へるものでございます。本法案の一日も早く施行せられ、そうして日本農村の再建に寄與することを希望いたしまして賛成の意見をいたしました。

であります。がこれを統合して一元的に
して強力な委員会を作つて、もつと強
力に農村建設といいますか、よりよい
村作りをしようというこの法案の狙い
には賛成であります。ただ私がこの問
題について関心を持つておつたのは政
府提出の原案、この中におきまする
予算を見ますと、書記の一・二人の定
員であります。が、それでは政府の狙つ
ておる強力な活動ができるかどうかこ
れを遺憾に思つておつたのであります
が、衆議院の我が党の関係者と緊密な
連絡をとりまして、衆議院においてこ
の点については附帶條件として決議さ
れて本院に送付されておるのであります
す。そこで昨日でありますか、池田
大蔵大臣、それから廣川農林大臣のお
いでを願つて、この衆議院の附帯決議
に対する実行する意思があるかどうか
か、この事業を確認しているのかどう
かということを追求いたしましたのであり
ますが、両大臣の昨日の回答によりま
して私は満足いたしておるのであります。
恐らく間違いがないと思つております。
この衆議院の附帯決議は、極めて
大事なことであります。市町村農
業委員会書記一・二人と予定せられて
おるのを二人に増員し、これに必要な
経費半年額約九億円を増額するこ
と、それから農業改良事業については
部会を設けて運営することと、これを
さつき申上げましたように、二人の大
臣が確認せられたことに私は信頼を持
つておるのであります。これを強く至
急に実現することを條件といたしまし
て賛成をするものであります。

いうのであります。法律の目的に書いてあります第一條が満足に行われますことを狙いにいたしておりますが、農村はこれから経済の大混乱期に直面いたしておるのであります。私は今までの三つの委員会よりは人数は減りますが、最も農村のためによき委員を選んで頂いて、そうちしてこの目的を達成するよう御努力を願わなければならん時期が来たというので賛成をいたしておりますが、そこでよく政府をお聞きを願い、即時お考えを願つて置かなければならんことは、所掌事項の中の第七條の自作農の創設維持であります。昨年からこのことを叫んでおりますが政府は予算措置を講じております。本来ならこの法律は予算措置を講じておらんから通さない、こういう法律でありまするが、今度はその方針を曲げて、いつそ通してそうして政府を鞭撻するほうがよいのじやないかという考えに変つたのでありまするが、先般大蔵大臣も何とか織込んでやるようにするところいう話をいたしておりますが、土地解放によつて小作が自作になつたかたゞ、又從来から自作でやつておられまするかたゞ、全部を擧げて農村の自作農の維持を考えるのでなければ、私は日本のこれから農村は、日に増して窮境に陥ることをはつきりすることができると心配いたしますております。そこで政府は一刻も早く、この資金措置を講じまして、我々の委員会で農林、大蔵両相が、必ずその措置は講ずるところいう言明をいたしましたが、言明だけではなくて、できるだけ早い機会に、金額は一拳に何十億という金額でなくともよいと思ひまするが、没落をしてしまつて

からでは間に合いません。是非没落前にこれを食いとめるのには、自作農の維持の資金が最も必要であり、私は第一條の目的とその維持さえできれば、全部の農家がとにかくやって行けることになると思います。そのためにこれを強調し、政府に一到も早く措置してもらいますことを希望いたしまして賛成するものであります。

○赤澤與仁君 私も綠風会の農林委員会を代表いたしまして希望條件付賃成を述べたいと存ずるわけであります。

両法律案の審議に際しまして、委員会の性格の点におきまして、又機構の点におきまして、又運用の点において、又経費の点におきまして、政府当局から御熱心なる御答弁を頂いたわけでございまするけれども、私の申しますしたことについて十二分に了解する点までに至らなかつたことを甚だ遺憾に存じておるわけであります。ただ農林大臣が我々の意見を尊重いたしまして運用の妙を發揮いたしまして善処をするという言明をされたわけでありまするので、この際一応この言明に信頼をいたしまして賛成をすることにいたしましたとして、今後の推移を見ることにいたしたいと存ずるわけであります。

つきましては條件といいたしましては、先ほど岩男委員からお話がありましたように、衆議院におきまする附帶決議に基く條項を必ず履行して頂くとともに元化する必要があるようと考えられまつるし、又府県の委員会の定員の問題につきましての画一性の問題につきましても一としても、今後政府において運用の妙を

○委員長(羽生三七君) 他に御発言がないようありますから討論は終局いたしまして賛成をいたしました。
○委員長(羽生三七君) 他に御発言されなければならぬ事柄であらうと考えますので、この二点を要望いたしましたと認めます。
これより採決に入ります。農業委員会法案並びに農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上二案を衆議院送付案通り可決するに賛成のかたの御起立を願います。
〔起立者多数〕
○委員長(羽生三七君) 起立多數であります。従つて右二案は衆議院送付案通り可決されました。
なお前例によつて諸般の手続は委員長に御一任を願います。なお恒例によつて多数意見者の御署名を願います。
多數意見者署名
西山 龜七 池田宇右衛門
白波瀬米吉 宮本 邦彦
滝井治三郎 平沼彌太郎
鈴木 強平 岩男 仁藏
三浦 辰雄 岡村文四郎
加賀 操 赤澤 與仁
飯島連次郎

二、三の折衝を遂げて今日に至つておるであります。が、本日は特に大臣の御出席を求めて、本件に関する明快な御答弁を煩わしたいと考えまして、二、三の点で御質問を申上げたいと考えるのであります。電柱敷地の補償料の改訂に關しましては、田村電通大臣初め、関係御当局の皆様の御努力に対する感謝を捧げたいと考えます。この問題に關する該当事者の要望はかねて御承知の通りであります。即ち第一は、補償料額を合理的に改訂してもらいたいということ、第二点、支払の方法を從来は請求を待つて支払うということになつておりましたので、今度は改めて請求を待つことなしに積極的に支払うということができる、こういうふうに改めてもらいたい。それから第四点既往の未支払分補償料をこの際請求を待たずして積極的に一括して支払つてもらいたい。以上が該当事者の要望の要約であります。而して電通省との取きめの如何は、国鉄その他全国の配電会社等との取きめに対しましても影響するところが非常に大きいのでありますので、関係方面からは非常に刮目をされておりますだけに、特に慎重を期して頂きたいのであります。

によりますと、大体左の二点に要約できます。即ち第一は補償料額に関しましては、電柱一本、これは支線もおのの一本と計算をいたしますが、年額田面に建設してあるものについては三十七円、畑は十六円、宅地は十一円。第二は支払の方針でありますと、従来は請求を待つて支払つておつたのであります。今後は次の方針によつて請求を待つことなく積極的に支払うということ、即ち、現に電柱が存在する土地については各会計年度において支払をする。それから第二は新たに電柱を建設する場合には、本柱については十五年分、それからコンクリート及び鉄柱については五年分、但し、年五分の利率で期間十年の復利で割引きをして得た現価額として計算をするわけであります。こういう計算方法による金額を前払をする。それから次には、時効及び遡及による従前の取扱によることとする。而して、支払の具体的方法はまだ決定をしておらない、こういうふうに了解をしておりますが、この了解に間違はないかも知れないか大臣にこれを先ずお答えを願いたい。

根拠を示しておられるわけであります。土地の占有補償は占有面積の土地に対する投下資本を補償する建前として、地方税法により評価される土地の価格の百分の五を基準とし、電柱一本当たり年額田が二円、畑が一円とするということ、それから次には労力損失の補償は、電柱の生存によつてこうむる労力の損失は主として耕起及び代播きの場合が主であります。が、電柱の支障に基く畜力による作業不能の地積を算定して、これを人力によつて耕起又は代播きをすることとし、その際の労力の損失を基準として電柱一本当たり年額田が二十五円、畑が十五円とする。右のように了解をしておりますが、間違ひはありませんか。

問題の検討は暫らくおくいたしました。この際は全く事務的にこれを処理する便宜上、一応電通省の見解に従つてやるのも一方法と考えたのであります。こういう見地からいたしまして、この基本的考え方の下に、去る三月の十七日から二十一日まで群馬県下において全国指導連及び全國農民連盟が共同して行なった実測の結果は、別の資料のように電通省の算定のものとは測定の結果かなり計数に開きが出て参つたのであります。これに対しては、大臣はどういうふうにお考えになりますか。その御見解を伺いたい。

私を期し、極めて速かにこれに必要な予算の実現を一つ図られたいのであります。これがついての大臣の御見解を一つ……。

○國務大臣(田村文吉君) 改訂の基準につきましては、当省いたしまして相当研究いたしたのでありまするが、なお実例の結果を尊重いたしまして、更に専門家の御意見も聞き、最善を期するよう検討することにつきましては、今後十分の努力をいたしたいと考えております。而してその結果によりましては、必要な措置をとらなければならぬことが起ることも考慮して参りたい、こう考えております。

○飯島連次郎君 最後に補償料金の支払と受取について、全国対策協議会の要望もありますので、農業協同組合が代行をしたいということに対する政府の御見解を一つ……。

○國務大臣(田村文吉君) 電気通信省といたしましても、委任状によりましてまとまつた場合には、一括支払することについては何ら異存はありません。具体的の実施方法につきましては、十分御要望も考えまして研究させて頂きたいと存ずるのであります。

○飯島連次郎君 以上が大体質問の要旨でありますが、最後にこの問題に関しまして、全国の該當者が非常に刮目をしておりますだけに、一刻も速かに一層の努力と誠意を以てこれが解決に当られるよう併せてお願ひをいたしまして、質問を終ります。

○委員長(羽生三七君) それでは食糧管理法の一部を改正する法律案について、なお若干質問がありますので、これを続行することにいたします。

○江田三郎君 この問題については、私はまだお尋ねしなければならぬ問題がたくさんあるわけでありまするが、今日はそのなかの一つだけをお尋ねして置きたいのであります。それは、この前の委員会におきまして、小林委員並びに私から四月一六月の外貨予算におけるところの食糧輸入代金が削除されるのではないか、こういう質問をいたしましたときに、政務次官は、そういうことはないということを言われたわけであります。そういうことがないということは、どうなるのかわからぬといふ意味なのか。或いは絶対にさようなことが起らんということなのか、そういうことを重ねてお尋ねしましたが、そのときの答弁は要領を得ません。そこで私は問題を変えまして、若しさのようなことが起つた場合には、食糧の輸入計画に政府の当初の計画通り行かない問題が出て来るのではないかと、こういう質問をいたしましたが、これに対しましても、そういうことはないのだから考へる必要がないという答弁があつたよう記憶しておりますのであります。ところがこの問題につきまして、本日の新聞には、もつと、従来の報道よりは具体的な内容に亘つて報道されておるわけでありますが、なお政府のほうは、さようなことはないという見解を続けて表明される

のかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。これはこの前の前の答弁が政務次官でありますから、政務次官からお答え願いたい。

○委員長(羽生三七君) それでは先に政務次官からお答え願います。

○政府委員(島村軍次君) 只今のお尋ねは、現在のところ減額をするというような意見のあることは事実でありますするが、こちらといたしましてはさようなことは困るということで、目下強く主張をいたしておりますので、前回申上げました事柄とは多少相違がありますが、さように御承知を願います。

○江田三郎君 これは本委員会が曾つて政府に対し食糧問題について申入れをいたしました際に、食糧問題については、慎重の上にも慎重を期して頂きたいということを申上げたことを政府のほうでもよく記憶しておられると思うであります。食糧がどうなるかということは、国民の大きな関心の的でありまして、仮にも新聞の一つの端にでも、その需給計画について影響を及ぼすような記事が出るということになると、國民としましてはそこに必要以上の揣摩臆測を逞しくして不安を増大しなければならんということをおわかりだと思うであります。そこで私は先回の委員会のときにこの点についてお尋ねしたのに對して、甚だ誠意のない態度で問題を糊塗されようとしたことを非常に遺憾に思ひます。

でよろしいが、それなら政府がそういうことのないようになつておられることになつては困るといふので、そういうことがないようにといふので折衝中なら、必ずやこの問題が新聞に伝えられるような方向で終局を告げるということになると、食糧の需給採算上、需給計画の上に影響があると思うありますが、その際政府はその影響をどう見ておられるか。若しそういうようなものがきまつたとしたならば、これをどう善後措置をつけるかとされるのか、その点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(島村軍次君) 経過の内容

につきましては食糧庁長官から答えて、併せてそれに関する見通しについても食糧庁長官のほうから答えてもらつたことにいたしました。

○政府委員(安孫子藤吉君) 四一六の外貨予算につきましてはお説のようにいろいろ／＼問題がございまして、私どもいたしましては相当大量のものを入れたいという観点から、内部的にも折衝いたしております。大体それが相当数量に決定を見まして、関係方面とも折衝を続けておつたのですが、只今のところそれがなか／＼実現が困難だというような状況になつておりますことは、只今政務次官からお話をあつた通りであります。この点は今後におきまする食糧需給の面にも大きな影響を持ちますので、私どもいたしましては強くこの点は主張いたしました。大体当初予定いたしたものと確保いたしたいというつもりでやつてお

るわけであります。若しこれが仮にできぬ場合に、主食の見通しの問題はそれだけ穴があくのではないいか、うがくのではないかといふ点になるわけでございまして、これは

結局翌年度の問題になるかと思います。四一六で買付けましたものの実際の到着は、やはり六月も若干入りましょですが、それから先の問題になりますので、結局アメリカの会計年度といえば、翌年度の問題、それから日本の会計年度で申しましてもまあ新会計年度の問題になるわけであります。この

点については翌年度の需給計画といたしまして、私どもは三百二十万トン程度のものは少くとも輸入をしなければ

ならないという大綱で以て、いろ／＼只今作業を始め、又関係方面とも折衝をいたしておるわけであります。その実現がどうなるか、ということとあります

が、四一六は御承知のようだに大体穀物の端境期になつております。従つて買付の時期といつてしましては、余り適当な時期ではございません。それはもしかわらず、まあ需給上からどうしてもできるだけ手持ちを多くしたいという意味で、まあ強く要請しておるわけでありまして、この端境期を経過しまして、相当食糧が出廻り時期になります

れば、その間ににおいて又埋め合せもつておられますけれども、この七月以降のガリオアにおいては恐らく食糧輸入に望めないのではないかというような見解

がありますが、予算の裏付けがない言申上げますが、予算の裏付けがないことではありませんので、それだけのものを買付けるかどうかということについて折衝をしておるのであります。それが買付けるということにきましたならば、予算のほうはやりくりますなれば、予算のほうはやりくります。

○片柳眞吉君 食糧管理法の解釈につきましてこの際お聞きをしたいと思うのですが、実は昨日か一昨日の

埼玉新聞の記事を見ますと、今問題になつております食糧管理法の一部を改正する法律案が国会を通らない場合におきましては、食糧管理法の政令

裏付けといふ問題は今後いよいよ深刻

で、腑に落ちない問題が出て来るわけでありまして、明らかにこれが若し新規に伝えられるような方向に行くと、穴があく、穴があくけれども、それは来年度の問題なんだ、七月以降の問題もまたいうような答弁をされて、一体政府のほうの食糧需給計画といふのは、奏の統制撤廃をしようというような問題は、六月までの計算だけで果して立つていいのかどうか。もつとも我々は食糧については長期の見通しを持たなければならんと思うのであります。而も来年度において三百二十万トンを云々されますけれども、作業をしながら何もならんのであります。ただけでは何もならんのであります。問題は予算の裏付けができないなればならない。而もこの問題につきまして、先づつての委員会で片柳委員が質問されましたが、これでなれば、この七月以降のガリオアにおいては恐らく食糧輸入に望めないのではないかというような見解

がありますが、予算の裏付けがないことについて折衝をしておるのであります。それが買付けるということにきましたならば、予算のほうはやりくりますなれば、予算のほうはやりくります。

○政府委員(安孫子藤吉君) お答えは必要ないようではありますけれども一言申上げますが、予算の裏付けがないことではありませんので、それだけのものを買付けるかどうかということについて折衝をしておるのであります。それが買付けるということにきましたならば、予算のほうはやりくりますなれば、予算のほうはやりくります。

○片柳眞吉君 食糧管理法の解釈につきましてこの際お聞きをしたいと思うのですが、実は昨日か一昨日の形式的の解釈からいたしますれば疑問はあるかと思いますが、それはできませんが、これはやはり政令以下であります。それが買付けるといふふうに考えております。ただものによりけり……と申しますと変

りますが、実際論に入りますると、以下の規定を改正して、実際的には麦の統制を外し得るという研究をやつておるという記事を私見たわけあります。これは実は食糧管理法の第二條は現行法では米麦、甘藷、馬鈴薯、穀穀、その他政令で以て定める食糧とリオアの内容が變つて来ますならば、もつと深刻な問題が起るわけであります。そういうことについて、ただデスク・プランで以て渡たる希望を持つて、食糧問題を立案施行されるということは国民党としましては、大きな迷惑至極ありまして、そういう点につきまして、繰返して申しますけれども、参議院が、この当委員会が政府に申入れましたところの食糧問題について慎重の対応を期さなければならんといふことは、單なる言葉だけではないといたことを十分にお考えになつて頂きたいと思います。どうせこれ以上質問したところで答えが得られませんから質問はこれでやめて置きますけれども、政府の態度を改めてもらいたいと

思いますが、まさか国会で否定されたものをやるというようなことはないと想

麥も法文の改正をしないでやれるかどうかといふようなことになりますと、これは国民の主食の大宗をなすものでありますので、その辺を考えますれば、法律改正をやらないでやるということは勿論適当でもないし、そういうことはやるべきことでもないといふふうに考えております。

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

出席者は左の通り。

委員長

羽生
三七君

理事

西山
亀七君

片柳
眞吉君

岩男
仁藏君

岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君

白波瀬米吉君

滝井治三郎君

平沼彌太郎君

宮本
邦彦君

江田
三郎君

小林
孝平君

三橋八次郎君

三輪
貞治君

飯島連次郎君

赤澤
與仁君

加賀
操君

鈴木
三浦君

溝口
三郎君

辰雄
佳夫君

衆議院議員

川端
強平君

國務大臣
電氣通信大臣 田村 文吉君

政府委員
農林政務次官 島村 軍次君

事務局側
食糧庁長官 安孫子藤吉君

常任委員
会専門員 倉田 吉雄君

常任委員
会専門員 安樂城敏男君

説明員
農林省農地局 災害復旧課長 川名 進一君

農林省畜産局
競馬部長 井上 綱雄君

昭和二十六年四月十八日印刷

昭和二十六年四月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所